

研究論文 (Articles)

# 特別養子制度の成立過程

## —福祉制度の要請と特別養子制度の設計—

吉 田 一史美

(立命館大学大学院先端総合学術研究科)

### The Process of Establishing the Special Adoption System: The Demand for a Welfare System and the Design of the Special Adoption System

YOSHIDA Kashimi

(Graduate School of Core Ethics and Frontier Sciences, Ritsumeikan University)

The special adoption system, established in Japan in 1987 to support infants in need of parental care and couples desiring infant children, has been evaluated by some researchers as unsuccessful in instituting welfare-based adoptions. This paper asks whether or not the special adoption system was actually designed from a welfare perspective and attempts to account for system incoherency by describing the process of its establishment and reviewing the discourses of adoption studies. Jurists first proposed a new adoption system in 1959; the purpose was to end illegal adoptions through falsified birth certificates. In 1973, Dr. Noboru Kikuta made a different proposal for a new adoption system; his purpose was to help women burdened with unwanted pregnancies and infants threatened with abandonment or death. Although Kikuta's proposal gained wide support in society, jurists rejected it. Instead, the proposal designed in 1959 ultimately became law in 1987. The present perception that special adoption is oriented to child welfare stems from studies on foreign adoption laws. But as the special adoption system adheres to the old plan, it consequently lacks provisions, such as professional adoption agencies or birthmother privacy measures, that are necessary for welfare-based adoption.

**Key Words** : special adoption, child welfare, birthmother, Noboru Kikuta, family register

キーワード : 特別養子縁組, 児童福祉, 実母, 菊田昇, 戸籍

#### はじめに

特別養子縁組とは、原則6歳未満の子と一方が25歳以上の夫婦がおこない、子の実親との法的関係の終了をとまう養子縁組である。普通養子縁組とは異なり、家庭裁判所の審判によって成立し、離縁は原則認められず、戸籍の記載

は実親子とほぼ同様の記載がなされる。斡旋の手続きは児童相談所を通じて行われ、養親の調査や6ヶ月試験養育期間等が設けられているなど、里親制度と並ぶ児童福祉制度と位置づけられている。

特別養子制度は1987年に成立したが、特別養子縁組の認容件数は導入直後をピークに減少し

続けている。具体的な数字を示すと、758件(1988年)、1,223件(1989年)、758件(1990年)、521件(1995年)、362件(2000年)、307件(2005年)、289件(2007年)である(最高裁判所事務局『司法統計年報：家事編』)。現在は300件前後にとどまる特別養子縁組だが、この数字は近年約200～300件で推移している里親による養子縁組件数と大部分が重なると考えられる(厚生労働省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告』)。しかし、里親による養子縁組は特別養子制度成立以前にすでに400件程度あり、現在は里親制度の衰退とともに減少傾向にある(厚生省大臣官房統計調査部編『社会福祉統計年報』)。これらの数字を比較すると、特別養子制度は潜在していると考えられていた養子縁組希望者をあらたに迎え入れていないと考えられる。欧米型の「子のための養子制度」を謳って成立した特別養子制度だが、日本の要保護児童の約4万人の多くは乳児院・児童養護施設で育ており、特別養子制度によって日本の要保護児童の養育環境が大きく変わってはいない。

特別養子制度の改善点について、専門の斡旋機関の設置や斡旋に関する法規、当事者のプライバシーに配慮した審判書の運用、実母の戸籍に残る出産・縁組記録への特別措置の必要性などが指摘されている(湯沢, 2001, 2007; 菊池, 1998)。社会人類学者のロジャー・グッドマンは、特別養子制度不振の主な理由のひとつとして、実母の戸籍に子の出生が記載され続ける事実を挙げ、「多くの女性にとっては、出産して特別養子に出すために子を諦めるより、中絶のほうが依然としてより好ましいと思えるのである」と分析し、その他の理由は里親制度不振の理由とほぼ同じであると述べている(Goodman, 2000=2006)。

この特別養子制度はその理念においても、手続きの上でも、福祉制度として語られているが、特別養子制度が福祉制度として十全に機能して

いないことは統計に表れているだけではない。新制度の施行から10年経って、鈴木博人は制度の不十分な設計を指して「特別養子制度が本当に児童福祉型の養子制度であるのか」といって、実のところ疑問がある(鈴木, 1998)と述べている。さらに、特別養子制度20周年を迎えた2008年、それを記念して開催された学会において、児童福祉学の示す児童養護問題の対策体系に養子制度が含まれないという現状が指摘され、特別養子制度はこの20年で児童福祉との接点から「むしろ遠のいた」と回顧された<sup>1)</sup>。特別養子制度は児童福祉の制度として十分に機能していないだけでなく、特別養子が児童福祉であるという認識すらあやういことが示されている。

このように多くの問題を抱える特別養子制度がどのような過程を経て成立したのかは、同制度の創設前後の議論の中で簡単にまとめられている。たとえば、中川高男(1987)の記述によれば、日本の古い「藁の上からの養子」<sup>2)</sup>の慣行を背景に、谷口知平(1956)の論文「フランス血縁断絶養子・準正養子」による日本への示唆を先駆けとして、1959年に血縁断絶型の「特別養子」の構想が公表された。その後、中断されていた審議は1973年の菊田医師事件の衝撃と市民運動の高まりによって再開を果たし、1987年に新制度が創設されたのである。

これに対して別の解釈もあった。法務省民事局参事官(当時)であった大森政輔(1983)は養子制度の検討の経過として、まず家制度特有の規定が取り除かれた1948年の養子制度の改正と、それに続く59年の再改正の検討があったと

1) 日本家族(社会と法)学会第25回学術大会(2008年11月9日・於中央大学)、シンポジウム「特別養子制度20年：子どもの幸せを求めて」における本山敦の配布資料。近年の児童福祉学の傾向を示す一例として増淵(2008)が挙げられている。

2) 「藁の上からの養子」とは、「私生子」を産んだ女性などから嬰兒を養子縁組の手続きなしに養親が引き取り、実子として届け出て育てる慣行である。

している。その後、外国法の動向と国内の社会情勢の変化のなかで、「望まれずして出生する子」と「子育てを熱望する夫婦」の出会いの場の提供を目的として83年に審議が再開したと述べている。同じく参事官（当時）の永井紀昭（1986）は中間試案に際して、59年に特別養子制度案が公表されて以来、今日まで引き続いて同制度導入を望ましいとする見解が存在していたことを確認している。

両者に対照的なのは、中川が同制度の成立過程に菊田医師事件の影響を明記し、法務省側は菊田医師事件について明確に触れなかったことである。そして共通点は、59年の特別養子制度案と87年に成立した特別養子制度が同じ性質をもつものであるとし、さらに新制度は市民運動や社会情勢の変化に応えた福祉制度であると認識されていることである。

特別養子制度成立後では、菊池緑（1988）が特別養子をめぐる議論の観点や立法化過程についてまとめている。それによれば、1960年代の特別養子の審議では「虚偽の出生届を未然に防ぐという社会的課題」を背景にしていたが、1980年代には『子の福祉』を積極的に確保する、徹底するという観点から制度づくりがなされたという（菊池、1998）。さらに菊池は、法制審議会の特別養子法案と菊田医師の実施特例法案では、発想に大きな違いがあるとし、前者は「子どもの福祉とそれを望む育ての親の立場」から、そして後者は「中絶や嬰兒殺しの危険にある子どもの生命の救済と子どもとの関係を絶ちたい実親の立場」から論じられたと解釈している（菊池、1998）。

これらの特別養子制度をめぐる現状と先行研究を踏まえて、同制度が不振に陥った背景を明らかにするため、本稿では同制度の成立過程を整理し再検討する。その作業において、本稿はそもそも「特別養子」は福祉制度として設計されたのか、という問いを立てる。この問いに答

えるために、特別養子が構想され制度化に至る過程を法学者の議論を中心にみていく。59年法制審議会案、73年菊田医師事件、87年特別養子制度成立の3局面において、法学者らがどのように新制度を認識していたのかを検証する。そのなかで特別養子制度を設計した立案者たちの意図と、当時の世論や市民運動が示した新しい養子制度への要請や期待を検討する。

そして同時に、特別養子制度が児童福祉としての養子制度を目指したものであるという現在の民法的な認識が、どのような経緯をもって形成されたのかをみていきたい。「特別養子」の議論と連動して、福祉的な養子制度に関する議論が日本でどのように展開し、現在のように特別養子制度の理念として児童福祉が宣言されるにいたったのかを確認する。そして現在の特別養子制度が目指す「子の福利」が何に重点を置き、どこまでを射程に入れたものなのかを検討する。

## 1. 「特別養子」構想の背景

日本の養子制度をめぐる議論は、長いあいだ「福祉」とかかわるものではなかった。徳川時代にみられた「養子制度正否論」（穂積、1912）は養子制度の是非をめぐるものであり、大戦前後の法学者は明治前期までの養子制度反対論に関する論稿を残している（手塚、1956；向井、1956a・b）。養子制度正否論の研究は、明治維新期における封建制からの脱却を背景にはじまり、戦後の改正民法における家制度の廃止まで続いた。

養子制度正否論では家の存続を目的とした養子が想定されていたが、実際の養子縁組にはさまざまな内容のものがあった。日本では養子は児童福祉的なものも含めて古代から行われており、とくに中世から封建時代にかけて家の存続を目的として発展したとされる。しかし、明治・

大正期には、推定家督相続人となり徴兵免除をうけるための「兵隊養子」、結婚などのために一時的に有力者の養子になって家格を上げるための「仮親養子」、妾を養子とする「妾養子」、人身売買をカモフラージュし逃亡を防ぐ「芸娼妓養子」などが存在していた(湯沢, 2001)。このように日本ではさまざまなタイプの養子縁組が行われていたのだが、戦後になると連合国軍総司令部によって日本の養子制度に児童福祉的観点が増えられた。すなわち、戦後の民法改正において、連れ子や孫以外の未成年養子縁組には家庭裁判所の許可が必要になり、児童福祉に反する養子縁組は淘汰されるようになった。

このように多様であった日本の養子制度は、福祉実現のまえにまず人権問題と向き合うことになる。家制度の廃止にともない、養子制度をめぐる議論は「家の存続」とは別の角度から養子制度を論じた。とくに徳川時代における「一生不通養子」が取り上げられ、養子縁組と人身売買との関係が指摘された(西村, 1948)。一生不通養子とは、親や兄がその子女弟妹を他家へ養子に出す際、親子兄弟の縁を切り、養親がその養子をどのように待遇、処分しようと一切文句を言わないと確約するものである。当時も人身の永代売買は禁止されており、幕令は10年を限度とする年季買のみを認めていたが、永代売買の禁止はこのように簡単に抜けられた。養子契約が芸娼妓稼業の便宜のためになされたことは広く知られていたが、徳川時代においては一生不通養子契約がなされることが少なくなかった。のちの特別養子の議論では、この一生不通養子の弊害が反対の根拠とされることもあった。しかし、石井良助(1950)は一生不通養子が養親子の関係を密接にするために結ばれることもあったとも報告している。

ところで、養子制度と児童福祉が交錯する議論は、戦間期に養子制度に関する外国法の紹介

においてなされていた。ヨーロッパ諸国は、第一次世界大戦後の混乱のなか、戦災孤児や「私生子」<sup>3)</sup>の救済のための福祉的な養子法を成立させていた。1927年にイギリスが養子制度を採用し、ソ連が復活させたことを受けて、穂積重遠(1928)が両国の立法を報告した。イギリスとソ連の養子法は、養子縁組は養子たる者の福利のためのみこれを許すと明文をもって定め、裁判所の決定による成立、未成年養子、養親の年齢制限、実親もしくは後見人の同意、実親の親権消滅、実子と同様の養子の財産上の利益などが明記された。養子制度の目的の変遷<sup>4)</sup>を概括した中川善之助は、近代養子法の特徴として「子の福利」を制度の基礎精神とすることなどを挙げ、フランスの養子法が「家のため」から「親のため」となったあとに子の福利を基礎原理とする「子のため」の近代養子法へと変遷する過程を論じた(中川(善), 1930b)。青山道夫によってアメリカ養子法が紹介されたのもこの頃で、ヨーロッパにおける養子法の傾向が19世紀半ばのアメリカ合衆国諸州の養子法においてすでに片鱗を見せていたことが報告された。アメリカ養子法の場合は「私生子」保護が主な目的であった(青山, 1936-1937)。このように「子のための養子」は欧米における近代養子法の特徴として紹介されたが、日本の養子制度とは異なるものとして認識されていた。大戦

3) 日本の法律用語では、父親の認知がない非嫡出子であることを示す「私生子」という名称(認知があるのは「庶子」)は1942年に廃止されており、現在は父親の認知の有無にかかわらず「非嫡出子」が使用されている。「非嫡出子」に代わる非差別な用語としては「婚外子」が好まれる。本稿では当時一般に使われていた用語の含意を踏まえるものとして「私生子」という言葉を用いる。

4) 現在は中川の「①家のため、②親のため、③子のため」という説が養子発展段階を説明する際の標準になっているが、穂積重遠は「①祭祀継承、②家督相続、③財産相続、④保護収容」の4段階の進化をみると、青山道夫は、民族学者の報告にある未開民族における子の利益を目的とする養子から、「家」以前の養子制度の起源を示唆している(青山1936-1937)。

前後の日本における養子制度の議論は、封建体制や家制度との関係のなかで、「アジア的」（川島，1950）なものとして展開していたのである。

諸外国の「子のため」の養子法および「未開社会」の養子制度などの養子制度一般の研究が戦後に再開される（穂積（重），1951；山島，1952；中川（高），1956など）。外国法研究では谷口知平（1956）がフランス養子法の研究を日本の養子法への示唆として位置づけた。家制度廃止後の日本の養子制度への批判的な視点が、この頃から本格的に示されはじめる。先述の「一生不通養子」のように、日本の養子制度に関する議論は人身売買などの養子制度の人権問題やその他の非道徳的な側面や弊害に注目するようになる。青山（1957）は現行養子制法への一批判として「妾養子」を取り上げるなかで、日本の養子法も未成年に限定、あるいはフランス民法のように成年養子においても裁判所の認許が必要であると論じた。

当時の養子制度への批判として目立ったのは、我妻栄（1953）が提起した問題である。「私生子」の処遇をめぐるなされる、他人の籍を借りた養子縁組や養親による虚偽の出生届の慣行である。他人の籍を借りた養子縁組とは、「私生子」を知り合いの夫婦の嫡出子として届け出てもらい、その戸籍上の父母が幼児を養子に出すことである。従来判例ではこのような縁組は無効であり、何年経った後でも養子、養親およびその親族から無効を主張できた。我妻は、養親側が縁組契約を無効とする場合はたいてい実子の誕生や親族との相続争いが関係しており、養親側の勝手な主張が通ることは不合理であると考え、養子縁組を追認して当時話題となった判決を取り上げた（最高裁昭和27年10月3日第二小法廷）。また、虚偽の出生届とは、出生届をしていない幼児を貰い受け、自分たち夫婦の嫡出子として届け出る場合である。これに対しても大審院は、いきなり嫡出子として届け

出たのでは法的な親子関係は生じないと繰り返し明言しており、民法は養親子関係を成立させるには縁組の届出をしなければならないとしている。我妻はこの問題に関しても、縁組の意思を届出の意思に限定する形式論には拠らない上述の判例と関係づけて論じている。

## 2. 1959年法制審議会案——虚偽の届出

このような背景をもって、1959年に「特別養子」は提案される。特別養子は、養子の年齢を制限し実親子関係断絶型の縁組である点において、当時の諸外国における福祉的な養子制度と類似した構造であったが、特別養子の議論は戸籍の記載に関するものが中心であった。戸籍の記載において養親子を実親子と同じ扱いにする目的は、養子の実子扱いを望む養親の願望を慮ったものとされた。すなわち特別養子の目的は、虚偽の出生届という違法な慣行をなくすことにあったと考えられる。

1951年に法務大臣から法制審議会に「民法に改正を加える必要があるとすれば、その要綱を示されたい」という諮問がなされた。それをうけて法制審議会民法部会小委員会（部会長：我妻，委員：川島・来栖・中川（善）ほか）は審議を開始し、1959年に民法親族編の改正についての仮決定および留保事項を発表した（法務省民事局，1959）。第三章親子の第二節養子の冒頭に「特別養子」という項が設けられ、それは従来養子慣行に関係する諸問題の議論と呼応するものであった。以下はその抜粋である。

第二十七 通常の養子のほかに、おおむね次のような内容の「特別養子」の制度を設けることの可否について、なお検討する。

（イ）特別養子となるべき者は一定の年齢に達しない幼児に限る。

（ロ）特別養子はすべての関係において養

親の実子として取り扱うものとし、  
戸籍上も実子として記載する。

(ハ) 養親の側からの離縁を認めない。

この制度に対する要望として、虚偽の出生届の慣行の存在と養親による身勝手な離縁という不合理から、養子を戸籍記載と法律関係の両方で実子として扱う必要性和合理性が挙げられている(我妻ほか, 1959)。また唄孝一によれば、これは注目すべき立法のあり方で、具体的に要望が出されているわけではないが、その必要性を立法者が察知して新制度として立法化しようとしているのが特別養子であった。さらにこの制度は日本の古い慣行<sup>5)</sup>に呼応しているだけでなく、諸外国にみられる孤児や「私生子」の救済のための養子法という立法の方向と合致するものと位置づけられている(我妻ほか前出)。

この特別養子構想をめぐるのは「賛成論が強く反対論もある」と報道された(朝日新聞, 1959年7月2日付)。しかし、当時の学者や実務家等の特別養子制度への見解には慎重論や疑問点の提起が多かった。消極説としては、養子を実子と記載することは戸籍全般の信用を落とすおそれがあると懸念したものや、真実告知の回避や子の出自を知る権利をめぐる弊害や、戸籍制度のなかでは技術的に不可能であると主張したものがあった。

特別養子制度の立法化の問題を支持する声として、現場の第一線にいる行政の戸籍担当者の言があった。全国連合戸籍住民登録事務協議会第15回総会では、実の親子のように戸籍を訂正する方法がないかと尋ねてくる養親がおり、このような国民感情を取り入れた特別養子制度が望まれている(全国連合戸籍事務協議会1963)。また、第19回大阪府戸籍住民登録事務協議会案

では、虚偽の出生届をする養親の要求が切実であることから、同制度の提案が採択されることの必要性が説かれている(全国連合戸籍事務協議会, 1964)。

しかし、我妻栄は戸籍の記載変更をともなう同制度案について「出生証明書に虚偽の事実を書くという点では、戸籍に虚偽を書くのと同ーだが、そのもっている意味は全く違う。出生証明書の場合には、真実の親を知らせまいとする手段に過ぎない。これに反し、戸籍の場合には、真実の親だと思い込ませようとする積極的な意味がある」と述べ、戸籍の記載を実子と同様にすることの問題性を指摘していた(我妻, 1959)。

さらに、潮見俊隆は「この特別養子の考え方は、諸外国の立法の方向にそった一見進歩的なものにみえながらも、けっきょくはあまりに日本的な現実に妥協したものにほかならない」と明言した。戸籍の記載の変更によって養子であることをかくすことに問題の解決の方向があるのではないとし、「改正の方向は特別養子の創設ということではなくて、未成年養子についての実親の方との血縁関係や扶養関係を断絶することに向けられるべきであろう」(潮見, 1960)と述べている。

また沼正也は「この制度の提案に対して賛成論が多かったというのは、『藁の上から貫って育てて、戸籍の上でも養子ということをして不明にしておきたいという社会的要請に答え』(筆者註: 我妻ほか, 1959)うる制度という点に大きなものを負っているようである。しかし、藁のうえから貫いうけ、戸籍のうえでも親子であるということの日本的な理解は、おそらくは、右の特別養子制度として法的翻訳せられたものとはかなりのズレのあるものではないだろうかと思う。日本的な理解では、産衣のうちから貫って自分たち夫婦のほんとうの子として届け出ることなのである」と指摘し、「この特別養子も、

5) ここでいう古い慣行は明確に述べられていないが、「藁の上からの養子」の慣行に加えて、明治初年戸籍に養子の実子記載が行われたという報告もある(中川, 1986)。

行きつくところ、めったにないしはあまり行われない制度として民法典のなかにいま一つ新たな残骸を晒すだけのものとなる危険性さえはらむものではなかるか」と懸念している（沼，1959）。

これらの当時の議論一般に共通していることは、虚偽の出生届を希望し、自分の戸籍に出生と縁組の事実を記載させなかった養子の実母の存在が抜け落ちていることである。他人の籍を借りた養子縁組や養親による虚偽の出生届において、問題の核心は虚偽の届出を実行する養親の要望にあるのではなく、望まない妊娠をした女性とその子どもが置かれた現実にある。日本の特別養子制度は、実親子関係が断絶する点で、諸外国の孤児や棄児、「私生子」の養育問題を課題とする福祉的な養子制度と似た構造を呈していた。しかし実際は、虚偽の届出をめぐる法的な問題や縁組の事実を秘匿したいという養親の願望を課題としており、諸外国とは異なる視点から提案され議論されていたのである。当時の特別養子制度の設計におけるこの問題を、菊田医師事件が浮き彫りにしていく。

### 3. 1973年菊田医師事件——母子の救済

特別養子の提案が目指したのは、養親の離縁や実親の干渉によって不利益を被る養子の地位の確保と、虚偽の出生届の慣行を終わらせることにあった。すなわち、日本の養子制度はこの時点においては養子の利益の保護を目指したのみで、要保護児童や「私生子」の養育問題を課題とする社会福祉と出会ってはいなかった。太田武男は、1959年法制審議会案について、「養子制度の本質的な在り方についての基本的な論議もしくは基本線の設定なくして審議が進められたあとがある」（太田，1959）と印象を述べている。

しかし、実親子関係断絶型養子という諸外国

の新しい養子制度と類似した構造の制度であったために、特別養子制度は福祉制度としての養子制度であると次第に位置づけられていく。その認識は、外国法の研究において強められていった。59年以降、「子のための養子」を標榜する外国法に関する研究は、日本の養子法改正への参考資料として、比較法学的な研究がふえる（来栖ほか，1960；国府，1966など）。とくに、石村善助によるアメリカ養子法の研究（Yale Law Journal, 1950=1964 石村・西川訳；石村，1965・1967など）においては、福祉機関やケースワーカーの働き、真実告知の問題など、児童福祉的養子制度の最新の研究が進められた。そして、諸外国の養子制度および児童福祉政策が詳細に報告されたこの頃、中川淳（1973）が日本の特別養子を里親制度と関係づけて論じている。

特別養子の内実とは異なるかたちで外国法の研究が進んでいく一方、特別養子の議論は立法化への流れをみせなかった。1959年に唄が述べたように、特別養子制度は具体的に要望が出されているわけではなく、養親による理不尽な離縁と虚偽の出生届の慣行をなくす目的で、その必要性を立法者が察知して立法化しようとしたものであった（我妻ほか，1959）。

このような特別養子制度への外国法研究的理解と実際に構想した立案者の意図との不一致のなかで、菊田昇医師の提案した「実子特例法」が登場する。法制審議会が特別養子の検討を始めてから20年近くが経過した1973年、菊田医師の「実子斡旋事件」が起きる。望まない妊娠をした女性の子どもの養親に実子として斡旋していた菊田医師は、虚偽の出生証明書作成を行っていた。菊田医師は、女性と子どものための新しい養子縁組の必要性を訴えようと、自らの「違法行為」を告白した。この事件の第一報は以下である。

宮城県石巻市内の産婦人科医が、墮胎手術を希望する母親を説得して出産させ、別の夫婦に“実子”として世話していることがわかった。医師は「こどもの将来、母体の安全を願う道義的責任から、違法を覚悟でやった」といい、赤ちゃんの引取り手を新聞広告で募集、この10年間に100人の赤ちゃんを無報酬で、子供に恵まれない夫婦に渡したという。(毎日新聞1973年4月20日付1面)

当時の優生保護法は7ヶ月末までの人工妊娠中絶を認めていたが、母体外で生存する可能性のある7ヶ月以後の胎児は生きる権利があると菊田医師は考えていた。しかし、中絶を求めて菊田医師のもとを訪れる妊婦は7ヶ月以後に区切っても年間10人前後いたという。その結果行われる中絶手術について、菊田医師は以下のように述べている。

両親に望まれた胎児の場合なら、母体を助けるために早く産まされても、未熟児保育器に収容されて手厚い看護が受けられる。しかし、母から望まれないまま、中絶により体外に出された赤ちゃんは、たとえ呼吸して元気でいても死ぬままに放置され、あるいは積極的に劇薬を注射されたり、水に浸けられて死を与えるのが実情である。人間として、まして医師として、まことに悲惨な思いにかられるが、これは合法の名のもとに許されていた。(菊田、1979)

菊田医師はその個人的体験から、母親の戸籍に出産・縁組の記録が残らない縁組があれば母親は中絶を思い留まることができると確信し、現行養子法とは異なる「実子特例法」を提唱して、メディアを通じて社会に強くその必要性を訴えた。実子特例法では実親子関係の断絶にく

わえて養子仲介機関の設置が基本とされ、また実母による出生届出前の子どもの養子縁組を認めるために、実母の名が載った出生証明書の保管と養親による出生届出が提案された(菊田前出)。これは胎児の生命と実母の将来を保証する新しい養子制度であった。「実子特例法」は、新制度の名称として菊田事件の報道で使用され、市民運動やジャーナリズム等に定着した。

菊田事件の起きた1973年、中川高男は菊田医師の「勇気ある問題提起」に共鳴し、特別養子制度の構想の存在や諸外国の養子制度の動向を知らせる手紙を、「特別養子制度について」という論文を同封して菊田医師に送った(菊田前出)。この手紙を受けた菊田医師は、実子特例法がすでに法学の分野で「特別養子制度」として論じられてきたのだと知らされた。菊田医師は、自身の考案した実子特例法は特別養子制度に関する中川の私案を踏襲しているとし(菊田前出)、中川は「実子特例法」は法制審議会の「特別養子」の骨子を踏襲するものであったと解釈していた(中川(高)、1986)。しかし、中川私案は養子縁組の斡旋機関の設置や実母のプライバシー保護措置については実子特例法と立場を同じくしたが、実母による出生届出以前の養子縁組を容認することはなかった。

菊田事件直後の経過については中川(1973)が整理している。警察当局、世論、ジャーナリズム、政界など当時の社会は概して菊田医師に同情的であった。各新聞は特集を組み、テレビ・雑誌等も続々と関心を示した。朝日新聞(1973年10月3日付)はコラムで、妻子ある男性の子を産み、その男性に棄てられた19歳のOLが、母子心中を考えた末に菊田医院の庭先に赤ちゃんを捨てた件に関して、「『母親のあさはかさ』『無責任時代』とののしるのは簡単だ。だがそれだけで問題が解決するとは思えない」とし、「とにかく『菊田医師』の存在は二つの生命を活かした。社会はこの事実を直視する時期にき



たと思う」と書いている。Japan Timesは1974年の1月3日～5日、特例法推進運動を未婚の母や子捨てとの関連で特集し、UPI通信は全世界にこの問題を流した。そして地方自治体では、1974年12月16日の札幌市議会を皮切りに「実子特例法立法化に関する意見書」が各地で採択されていった<sup>6)</sup>。しかし、このような世論と市民運動の高まりにもかかわらず、戸籍の実子記載は血縁優先主義だという批判や戸籍の信頼性を損なうことを理由に、法務省に消極性と一部の法学者や実務家に特別養子反対論がみられた<sup>7)</sup>。法務省は菊田事件によって高まる世論をうけて新制度の創設を検討しはじめるのだが、中川が菊田医師を擁護したのとは対照的に、法務省や一部議員は「実子特例法」という名称に強い抵抗を示して「養子特例法」と呼称することもあった（「法務委員会議事録第三号」, 1974年10月18日）。

また法学者のなかには、新制度成立まで一貫して、菊田医師の実子特例法と特別養子法を別の性質のものとして扱い、あるいは菊田事件の特別養子論への影響を認めない見解もすくなくなかった<sup>8)</sup>。菊田医師の「違法行為」の告白は、多くの市民やメディアを刺激したが、法律を遵守することを重視する立場からは軽視され、疎んじられたと考えられる。

確かに、特別養子制度と実子特例法の違いは明確であった。1959年の特別養子の構想に際して、現場から新制度の必要性を訴えたのは行政の戸籍担当者だったが、1973年を境に提唱され

た実子特例法への現場からの要請は、菊田医師という産婦人科医を通じてなされた。前者は養親の要望に応える制度を望み、後者は望まない妊娠をした女性と中絶や遺棄などの危険にさらされた胎児や新生児を保護する制度をもとめていたのである。諸外国の福祉的な養子制度をめぐっても、新しい養子制度を支持したのは縁組にたずさわるケースワーカーや産婦人科医であった。

菊田医師にとって不運だったことは、日本の産科婦人医団体が菊田医師を非難し、新制度に反対したことである。その背景は根深いところにあると考えられる。たとえば、「実子特例法について」という座談会に出席した松山栄吉（当時の東京厚生年金病院産婦人科部長・東京大学講師）は、「我々産婦人科医の立場としては、とにかく自分の子供は親が望んで産むべきだというそういう根本原則があるわけですね。初めから要らない子供を産んで始末するというような考え自身がおかしいと思う」（中川・野田・松山ほか, 1973）と述べており、当時の問題意識のありようの一つを示している。

実はこの「要らない子供」を産んで手放す女性へ非難の感情は、特別養子制度の設計者たちにも通底していたと考えられる。それゆえに、実母の戸籍に子が入籍する前の養子縁組は発想されなかった。特別養子制度は、あくまで虚偽の届出を問題視した制度であり、この後に養子となる子の健全な成長をその目的に追加するのだが、結局のところ、望まない妊娠をした女性の現実と胎児や新生児の生命を課題にした制度ではない。それは、1987年に成立する特別養子制度にはっきりとあらわれることになる。

#### 4. 1987年特別養子制度成立——福祉制度？

菊田医師による虚偽の出生証明書の告白というセンセーションにくわえて、この頃「コイン

6) 1974年宮城県気仙沼市議会, 75年長野県小諸市議会, 同県飯田市議会, 76年長野県議会, 78年秋田県議会, 79年千葉市議会, 80年山口県議会が意見書を採択した。

7) 毎日新聞1973年1月15日付, 日本経済新聞1973年12月31日付が法務省の対応を報じている。実務家や法学者の反対・消極論は野田(1974), 山島(1974), 泉(1976)など。

8) 菊田医師事件にまったく言及しないもののほか, 佐藤(1987)のように同事件の影響について積極的に肯定しない記述もみられた。

ロッカー・ベビー」などの子捨て・子殺し事件が社会問題化する。法学者も関心を示し、菊田事件によって再燃した特別養子論も言及されたが、そこでもやはり養子を実子として戸籍に記載にすることの難しさが特別養子制度のもっとも重要な論点として挙げられた(島津・高井・沼辺ほか1973)。一方の菊田(1978, 1985)は、子捨て・子殺しの問題につなげて実子特例法を論じ、同法は親子心中や児童虐待を防止し、中絶を減少しようと説いていった。

子捨て・子殺しや児童虐待問題が取り上げられ、子どもの権利や利益への関心が高まったこの頃から、養子法の改正に向けて外国法における「子のための養子」とそれをめぐる社会状況に関する研究がさかんになされ、児童福祉と養子制度の関係が強調されていく(加藤ほか, 1983; 中川(淳)ほか, 1984; 山島ほか, 1984; 南方, 1976・1978など)。とくに米倉明は、特別養子制度導入の議論が活発になるなかで、「養育という原点に立って考えることの必要性」(米倉, 1986a)を説いて、「家庭に恵まれない子に対して家庭を提供し、そのことを通じて子の養育——成長を促進、保障する」ことこそが特別養子制度の目的であると定義した。米倉によって、実親子関係の終了や戸籍の実子記載、離縁の制限はすべて養親子関係の心理的安定の確保という観点から力説された。ここにきてようやく特別養子制度は、戸籍や相続問題などの民法的な性格を越えて、要保護児童の養育環境の改善をその課題とし、里親制度と並列に語られる児童福祉制度として一般に位置づけられるようになった。

こうして外国法研究から特別養子へ付与された児童養護という理念と、特別養子によって違法な届出を抑制するという実際、そして実子特例法が示す母子救済の要請、この3つの次元が錯綜するかたちで、菊田事件を契機として新制度の立法化は本格的に進んでいく。1973年以降、

中川高男は特別養子法の私案(中川(高), 1986)を発表するなどしてその必要性を訴えた。その結果、1982年に身分法小委員会による養子制度の審議が再開され、1985年には法制審議会によって中間試案が公表され、1987年に「特別養子制度」が成立する<sup>9)</sup>。

名称には「実子特例法」ではなく「特別養子」が用いられ、法務省は新制度創設に関する発表において菊田事件の影響にふれなかった。法務省民事局参事官(当時)の細川清(1988)は菊田事件について、59年の特別養子構想の背景となった虚偽の出生届の慣行の近年における一例として言及している。特別養子法の立法はあくまで1959年以來の留保事項を引き継ぐものであり、法務省の主導のもとに進展してきたとされた。そして実際に新制度が1959年の立案以來構想し、制度化したことは養親子の戸籍記載の変更と実親子関係の終了、離縁の制限であった。新制度はその名称だけでなく内容においても実子特例法と一線を画していた。すなわち、「実母のプライバシー保護」と「専門の養子仲介機関の設置」は新制度では採用されなかった。不用意な妊娠をした女性への配慮は道徳的に不適切とされ、論外の格好であった。また特別養子縁組専門のスタッフも養成・配置されることなく、現行の里親制度に回収されるかたちになった。

しかし、上記の2つは菊田医師が実子特例法において求めたものであった。菊田医師は、前者なくして特別養子が活用されるのには限界がありすぎるとし、後者がなければ新制度は「宝の持ちぐされ」となると述べている(中川・湯沢・菊田ほか, 1986)。実母の戸籍の特別措置が採用されなかった理由として、米倉明は日本

9) 民事局参事官らの報告は大森(1983)、永井(1986)、細川(1987)。中間試案と改正要綱についての特集は、中川・湯沢・菊田ほか(1986)、平賀・土屋・中川ほか(1986)、土屋・中川ほか(1987)などがある。

社会に根強い「未婚の母に対する非難、非婚アレルギー」（米倉、1986）を指摘した。そのため新制度に実母の戸籍特別措置を盛り込むことは、新制度の成立をもあやうくさせることから、新制度では養親子の戸籍の特別措置に限ったのであろうと米倉は推測している。

菊田医師が再三指摘してきたように、新制度の設計では、虚偽の出生届の問題と子捨て・子殺しの問題の両方のはじまりに出産・縁組の事実を戸籍によって公示されないことを望む実母の存在があることが見落とされている。新制度は、実親子関係の終了や離縁の制限、戸籍の実子記載を定め、養子の福利と養親の要望に主眼を置いて設計された制度であり、虚偽の出生届や子捨て・子殺しの問題に有効な仕組みを備えていない。特別養子制度は、一方で養親子関係の安定を実現したが、他方では日本の古い慣行の本質を誤解したうえに、成立の決定的な契機をもたらした当事者らの要請を無視して成立していた。

実母の戸籍の特別措置については、立法過程でほとんどの法学者、立案者が論外としたが、制度成立前後になされた議論で何人かの法学者は見解を述べている。米倉明（1987）は、同措置は未成年者や性犯罪被害者に適用の必要が将来的に出てくると示唆したが、なお検討を要すると述べた。中川高男（1986）は、実母の戸籍に子がいったん入籍をしてから養子縁組した後、実親が戸籍の特別再製をすることを可能にしてもよいと提案していた。入籍にこだわる根拠は「いかなる場合にも、法律上は『入籍前の実親子の断絶』は許されるべきではない」とし、「子を産んだという厳粛な事実は人間として否定されるべきではない」ことをその理由に挙げた。山本正憲（1986）<sup>10)</sup>のみが、出生届出前の養子縁組を認め、子の出自を知る権利を保証するものとして実母を記した出生証明書の保管を提案し、無条件の実母の戸籍特別措置を許容し

た。

現在の特別養子制度の研究では、同制度は里親制度とならぶ児童福祉制度として位置づけられている。この外国法研究が育てた、特別養子制度が児童福祉の制度だという理念は、制度設計の内実とはねじれたまま今日まで続いている。現在も欧米の児童福祉の養子制度との比較制度研究が中心で、専門の養子斡旋機関や国際養子縁組についての法規の必要性などが現在の重要な論点に挙げられている。近年では鈴木博人（1998）が、特別養子縁組の父母の同意について論じ、その後はおもに「養子と里親を考える会」（現理事長鈴木博人）のプロジェクトが議論を担っており、湯沢雅彦ら（2001, 2007）による報告が続けられている。

#### おわりに

本稿では、特別養子制度成立過程の法学者の議論をみてきた。それを通して、立案者が特別養子制度をどのような意図をもって設計してきたのが明らかになった。養子制度論は、養子制度自体の是非をめぐる「養子制度正否論」から、戦後の家制度廃止以降「一生不通養子」などの人権問題や「妾養子」などの道德問題へと関心を移した。なかでも、養子をめぐる虚偽の出生届の慣行がもつ問題性への指摘が、59年の特別養子の提案につながった。特別養子は実親子関係断絶型養子という欧米的な福祉的養子制度の外見をしていたが、養子の戸籍記載の変更の目的は虚偽の出生届をなくすことにあった。87年に成立した新制度には、この59年に設計された特別養子制度案が原型となった。

10) 山本はやくから養子と里子を取り上げ（山本1952）、また戦後広島で行われた原爆孤児を対象にした「モラル・アダプション（moral adoption）」を研究する（山本、1979）など、児童福祉の視点から養子と福祉の交錯に注目していた先駆的な法学者である。

そしてそれが当時の世論や市民運動が新しい養子制度に要請していたものと合致していたのかどうかは、特別養子制度と菊田事件のかかわり方にあらわれていた。特別養子制度は、菊田医師を通じてなされた福祉的養子制度の要請と彼の「実子特例法」を支持した市民運動とは一線を画すかたちで創設された。これは「子の福利」という新しい養子制度の目的が、養子の利益の保護、胎児・新生児の生命、養子の健全な成長という3つの次元で錯綜していたためと考えられる。

では、児童福祉を目的として特別養子が創られたという現在の一般的な認識は、どのように形成されてきたのか。日本における福祉的な養子制度に関する議論の展開は、興味深い結果となった。欧米の養子法が紹介されはじめた当初、それらはアジア的な日本の養子制度とは異なるものとして理解された。1959年に提案された特別養子制度も、実親子関係断絶型ではあったが、諸外国の動向と必ずしも一致するものではないと考えられていた。しかし、外国法の研究が深まっていく過程で、日本の新しい養子制度への認識は変化していった。欧米型の養子制度は石村善助によるアメリカ養子法の研究などの多くの外国法の研究で学ばれ、それらをうけて1973年には中川淳が特別養子を里親制度と関係づけて論じている。菊田医師事件以降は、外国の養子法の動向は新制度創設の議論への資料としてさかんに研究され紹介された。そして1980年代にはいり中間私案が出される頃になって、米倉明による目的設定が決定的となり、特別養子は要保護児童の家庭養護を第一の目的とするものだと広く認識されるようになったのである。

本稿の問いは、そもそも「特別養子」は福祉制度として設計されたのかということであった。「特別養子」は、59年法制審議会案、73年菊田医師事件、87年特別養子制度成立の3局面において一貫して福祉制度と呼べる十分な設計

を備えていなかった。「特別養子」は長年にわたる比較法研究からの影響を受け流し、菊田事件の衝撃に反発するかたちで、かたくなに守られていた。1987年に成立した特別養子制度は、30年近い立法化過程のなかで、要保護児童の家庭養護の促進や、実母となる女性の出産の支援と胎児・新生児の生命の保護を目的とした福祉制度へと十分な転化を遂げないまま、虚偽の届出という「犯罪行為」をなくして法による出生・親族関係の管理を徹底させるという側面を残した制度となってしまったのかもしれない。虚偽の届出によって失われる戸籍の信頼性を回復させることがその目的に含まれていたからこそ、「実母の戸籍特別措置」は新制度には不要どころか不適切さえであった。そして特別養子制度の設計が児童福祉制度としてはいくつもの矛盾を孕むものとなっているという事実もまた、「特別養子」の主眼がどこまでも養親による虚偽の出生届という慣行の問題性にあったことに起因している。

本稿は、特別養子制度が福祉制度として設計されていたのかを検討した。その争点の一つであった実母のプライバシー保護の是非は、養子制度の「福祉」が要保護児童の家庭養護促進のみならず、子捨て・子殺しや中絶の問題をも射程に入れるか否かにかかわるものである。とくに合法的に中絶が可能な期間の胎児の生命にいたっては、法学や福祉学におさまらない問題系を孕んでいる。養子制度と子殺しや中絶の関係について考察を広げることが、今後の課題となる。

## 引用文献

- 青山道夫 (1936-1937) 養子法の近代的性格. 法学新報, 46(11), 1802-1814, 47(1), 106-120.  
 青山道夫 (1957) 現行養子制度への一批判. 法律のひろば, 10(10), 4-8.  
 Goodman, Roger. (2000) *Children of the Japanese*

- State : The Changing Role of Child Protection Institutions in Contemporary Japan*, Oxford University Press = (2006). 津崎哲雄訳「日本の児童養護——児童養護学への招待」. 明石書店.
- 平賀敏明・土屋文昭・中川淳ほか (1986) 養子制度の改正をめぐる〈特集〉. 法律のひろば, 39(2), 4-65.
- 細川清 (1987) 養子法の改正. 民事月報, 42(9), 6-74.
- 細川清 (1988) 特別養子制度の背景と制度のあらまし. 米倉明・細川清編「民法等の改正と特別養子制度」. 日本加除出版.
- 法務省民事局 (1959) 民法親族編の改正について. 法律時報, 31(9), 987-992.
- 穂積重遠 (1928) 英露に於ける養子制度の採用と復活. 法学協会雑誌, 46(12), 2151-2180.
- 穂積重遠 (1951) 米國養子法. 法曹時報, 3(3), 44-24.
- 穂積重遠 (1912) 養子正否論. 法学協会雑誌, 30(10), 1575-1607.
- 石井良助 (1950) 一生不通養子. 国家学会雑誌, 64(2・3), 156-171.
- 石村善助 (1965) 養子法の現代的課題. 法律時報, 37(12), 28-43.
- 石村善助 (1967) 養子に真実を告げるべきか(1)(2). ケース研究, 101, 1-11, 102, 1-16.
- 泉久雄 (1975) 実子として届け出た縁組と養親子関係の成否. ジュリスト, 591, 95-102.
- 加藤一郎ほか (1983) 各国の養子制度〈特集〉. ジュリスト, 782, 14-89, 783, 48-68, 784, 87-123.
- 川島武宜 (1950) 日本封建制のアジア的性質——奴隷制の一形態としての養子. 「日本社会の家族的構成」. 日本評論社版.
- 菊田昇 (1978) 実子特例法の提唱と嬰兒殺の防止. ジュリスト, 678, 130-138.
- 菊田昇 (1979) 「天使よ大空へ翔べ」. 恒友出版.
- 菊田昇 (1985) 日本の子殺し. ジュリスト, 847, 39-44.
- 菊池緑 (1998) 特別養子制度と戸籍. 榊原富士子編「子どもの人権双書10戸籍制度と子どもたち」. 明石書店.
- 国府剛 (1966) 近代養子法の動向に関する一考察(1)(2). 神戸女学院大学論集, 13(1), 29-49, 13(2), 1-39.
- 厚生労働省大臣官房統計情報部 社会福祉行政業務報告.
- 厚生省大臣官房統計調査部 社会福祉統計年報.
- 来栖三郎・山本正憲・稲本洋之助・川井健・中川高男 (1960) 養子制度の比較研究. 比較法研究, 20, 1-73.
- 増淵千保美 (2008) 「児童養護問題の構造とその対策体系」. 高菅出版.
- 南方暁 (1976) イギリス養子法の成立過程. 九大法学, 33, 91-139.
- 南方暁 (1978) 他児収容と1939年養子(規整)法. 九大法学, 37, 29-54.
- 向井健 (1956a) 明治前期における養子論. 法学研究, 29(5), 593-611.
- 向井健 (1956b) 明治九年の養子論争と植木枝盛. 法学研究, 29(7), 792-802.
- 永井紀昭 (1986) 養子制度の改正に関する中間試案について(上). 民事月報, 41(1), 6-82.
- 中川淳 (1973) 子の福利と養子制度(現代家族法の諸問題). 法学セミナー, 210, 70-75.
- 中川淳・石川稔・松本タミ・広渡清吾・仁平先磨・利谷信義 (1984) (特集) 今日の家と法. 法律時報, 56(4), 8-67.
- 中川高男 (1956) ソヴェト養子法概説. 金沢大学法学部論集 法経編, 3, 61-88.
- 中川高男 (1964) 特別養子制度について. 民事研修, 88, 9-34.
- 中川高男 (1973) 実子特例法について. 法の支配, 26, 49-71.
- 中川高男 (1986) 「第二の自然」. 一粒社.
- 中川高男 (1987) 特別養子制度の新設とその意義. 法律のひろば, 40(12), 11-23.
- 中川高男・野田愛子・松山栄吉・原秀男・石川利夫・阿川清道・内藤頼博 (1973) (座談会) 実子特例法について. 法の支配, 26, 3-40.
- 中川高男・湯沢雅彦・菊田昇ほか (1986) (特集) 「養子制度の改革に関する中間試案」をどう考えるか. 新しい家族, 8, 18-47.
- 中川善之助 (1928) 養子制度の発端と推移. 民族, 3(6).
- 中川善之助 (1930a) フランスにおける養子法の変遷. 法学新報, 40(1), 10-43.
- 中川善之助 (1930b) フランス新養子法の近代色. 法学新報, 40(4), 504-538.
- 中川善之助 (1954) 養子制度論. 「家族制度論全集史論篇Ⅲ」. 河出書房.
- 西村信雄 (1948) 養子縁組と人身売買. 法律文化, 3(3・4), 53-54.
- 野田愛子 (1973) 未成年の子の監護・養子縁組をめぐる紛争の処理と展望. ジュリスト, 540, 47-53.

- 沼正也 (1959) 養子法の改正方向. 法律のひろば, 12 (9), 6-9.
- 大森政輔 (1983) 法制審議会民法部会身分法部会における養子制度の検討について. 民事月報, 38 (5), 3-38.
- 大竹秀男編 (1988) 「擬制された親子」. 三省堂.
- 太田武男 (1959) 養子法改正の構想. 法律時報, 31 (10), 1109-1111.
- 最高裁判所事務局 (1988-2007) 司法統計年報・家事編.
- 佐藤隆夫 (1987) 特別養子制度要綱を読んで. 法律のひろば, 40 (4), 66-72.
- 島津一郎・高井吉夫・沼辺愛一・遠藤豊吉・長谷川知賢・山本敬夫 (1973) (座談会) 現代の親子問題——子どもの利益を中心に. ジュリスト, 540, 15-36.
- 潮見俊隆 (1960) 未成年養子の許可. 家族法大系刊行委員会編「家族法大系Ⅳ (親子)」. 有斐閣.
- 鈴木博人 (1998) 福祉制度としての養子制度. 法学新報, 104 (8・9), 371-422.
- 谷口知平 (1956) フランス血縁断絶養子・準正養子. 「親子法の研究」. 有斐閣.
- 手塚豊 (1956) 明治前期の養子反対論. 法学研究, 28 (4), p49.
- 土屋文昭・中川高男ほか (1987) (特集) 民法等の一部改正について. 法律のひろば, 40 (12), 4-58.
- Yale Law Journal (1950=1964) 石村善助・西川えい子訳 取引される子供達——アメリカ養子法概論. 法学会雑誌, 〈都立大〉5 (1), 205-241.
- 山島正男 (1952) 養子制度に関する一考察 (1) (2). 法学, 16 (1), 85-110, 16 (2), 200-219.
- 山島正男 (1974) 法律学からみた養親子関係. 青山道夫ほか編「講座家族6」弘文堂.
- 山島正男・中川高男・山本正憲・米倉明・石川稔ほか (1984) (シンポジウム) 養子法の課題. 私法, 46, 3-116.
- 山本正憲 (1952) 養子と里子. 神戸法学, 2 (1), 52-86.
- 山本正憲 (1979) 精神養子 The Moral Adoption について. 「養子法の研究Ⅰ」. 法律文化社.
- 山本正憲 (1986) 特別養子と戸籍——生まれながらの特別養子とは?. 新しい家族, 8, 45-47.
- 米倉明 (1986a) わかっちゃいない議論. 「養護施設40年 原点と方向をさぐる」全養協.
- 米倉明 (1986b) 特別養子制度における議論の仕方について. 新しい家族, 8, 51-58.
- 米倉明 (1987) 特別養子の成立をどう受け止めるべきか. ジュリスト, 894-896.
- 米倉明 (1998) 「特別養子制度の研究」. 新青出版.
- 湯沢雍彦監修 (2001) 「養子と里親」. 日本加除出版.
- 湯沢雍彦監修編 (2007) 「養子斡旋の国際比較」. 日本加除出版.
- 我妻栄 (1953) 養親子関係の成立 (1) (3). ジュリスト, 33, 20-21, 35, 20-21.
- 我妻栄 (1959) 養子二題. ジュリスト, 185, 22-23.
- 我妻栄・中川善之助・奥野健一・小澤文雄・村上朝一・唄孝一 (1959) (座談会) 親族法の改正. 法律時報, 31 (11), 1245-1276.
- 全国連合戸籍事務協議会 (1963) 戸籍, 178.
- 全国連合戸籍事務協議会 (1964) 戸籍, 182.

(2009. 2. 27 受稿) (2009. 5. 18 受理)